

熱海市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月29日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熱海市条例第32号

(熱海市手数料徴収条例の一部改正)

第1条 熱海市手数料徴収条例(平成12年熱海市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第53号を第54号とし、第16号から第52号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16)個人番号通知カードの再交付 1件につき 500円

第3条第2項中「前条第28号」を「前条第29号」に改める。

第2条 熱海市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条中第15号を削り、第16号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16)個人番号カードの再交付 1件につき 800円

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。